

令和8年度兵庫県立大学大学院 10月入学者選抜方法等

工学研究科工学専攻博士後期課程

分野		募集人員	出願期間	入学 考查日	合格 発表日	選抜方法等	出願資格	その他の事項
電気電子 工学分野 知能情報 分野 機械工学 分野 材料デザ イン分野	一 般 学 生	若干名	令和8年 7月27日(月) ～ 8月3日(月)	令和8年 8月24日 (月)	令和8年 9月1日 (火) 16:00	○学力試験、面 接及び成績証明 書を総合して行 う ○学力試験 及び面接 英 語 10:00～12:00 面 接 13:00～	次の各号のいずれかに該当する者 1. 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和8年9月30日までに修士の学位を取得見込みの者 2. 外国において、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年9月30日までに取得見込みの者 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年9月30日までに授与される見込みの者 4. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位を授与された者及び令和8年9月30日までに授与される見込みの者 5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年9月30日までに授与される見込みの者 6. 外国の学校、上記4. の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7. 文部科学大臣の指定した者(令和8年9月30日までに該当する見込みの者を含む。) 8. 本研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時まで24歳に達している者	出願資格認定を必要とする者は、所定の期日までに出願資格認定申請書類を提出すること 出願者は、希望する研究担当教員とあらかじめ協議のうえ出願すること
放射光工 学分野 化学分野	社 会 人 学 生	同 上	同 上	同 上	同 上	口述試験(主として研究計画書の内容を対象に行う)、英語、面接、成績証明書及び企業・官庁等の推薦書を総合して行う	企業・官庁等に在職している者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該企業・官庁等から推薦を受けた者 1. 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和8年9月30日までに修士の学位を取得見込みの者 2. 外国において、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年9月30日までに取得見込みの者 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年9月30日までに授与される見込みの者 4. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位を授与された者及び令和8年9月30日までに授与される見込みの者 5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年9月30日までに授与される見込みの者	同 上

令和8年度兵庫県立大学大学院 10月入学者選抜方法等

工学研究科工学専攻博士後期課程

分野	募集人員	出願期間	入学 考查日	合格 発表日	選抜方法等	出願資格	その他の事項
						6. 外国の学校、上記4. の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7. 文部科学大臣の指定した者（令和8年9月30日までに該当する見込みの者を含む。） 8. 本研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時まで24歳に達している者	
外国人学生	同上	同上	同上	同上	口述試験（主として研究計画書の内容を対象に行う）、英語、面接及び成績証明書を総合して行う ○時間 10:00～	次の各号のいずれかに該当する外国人 1. 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和8年9月30日までに修士の学位を取得見込みの者 2. 外国において、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年9月30日までに取得見込みの者 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年9月30日までに授与される見込みの者 4. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位を授与された者及び令和8年9月30日までに授与される見込みの者 5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年9月30日までに授与される見込みの者 6. 外国の学校、上記4. の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7. 文部科学大臣の指定した者（令和8年9月30日までに該当する見込みの者を含む。） 8. 本研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時まで24歳に達している者	同上